

寒川町国民健康保険条例の一部改正について (子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴う改正)

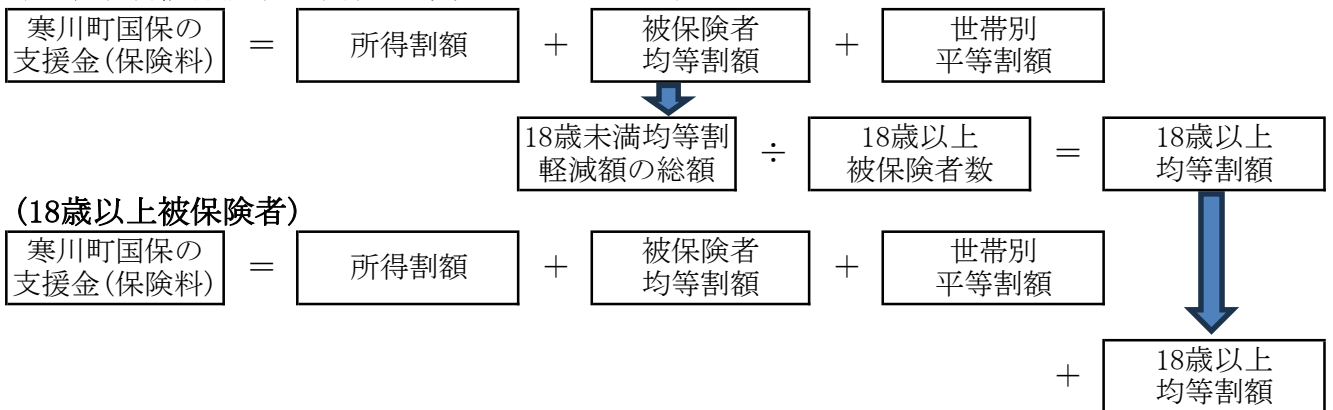
1. 改正の概要

少子化及び人口減少の対策として、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行から、全世代・全経済主体で医療保険の保険料と併せて子ども・子育て支援納付金を徴収し、子ども・子育て支援事業の充実を図る。なお、施行期日は、令和8年4月1日となります。

2. 改正の内容

子ども・子育て支援対策として、子どもがいる世帯の負担が増えないよう、子ども・子育て支援納付金算定において、18歳未満の子どもを除いた18歳以上の被保険者数に応じて按分する。また、国民健康保険においては、低所得者に対する7割、5割、2割軽減措置や支援金額に賦課限度額3万円が設けられています。

(18歳未満被保険者：高校生年代までの子ども)



(18歳以上被保険者)

3. 想定される子ども・子育て支援納付金の徴収額

子ども・子育て支援納付金の徴収額は、こども家庭庁の試算によると、医療保険加入者一人当たりの平均月額、次の表のとおりです。令和8年度から令和10年度までは段階的に上がり、令和10年度以降も継続して徴収するものです。令和8年度の各世帯の徴収額は、令和7年中の所得に応じて決定し、令和8年6月に世帯主宛に送付する納入通知書でお知らせします。

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり医療保険料額 (令和3年度実績) (2)
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)	
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円

4. 子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援金制度は、社会全体で子育て世帯を支えるという、新しい分かち合い・連携の仕組みです。この支援金の使い途は、子ども・子育て支援法で、次の項目などの子育て支援の取組に充てるものとされています。

- ①児童手当 ②妊婦のための支援給付 ③子ども誰でも通園制度 ④出生後休業支援給付
- ⑤育児時短就業 ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置